

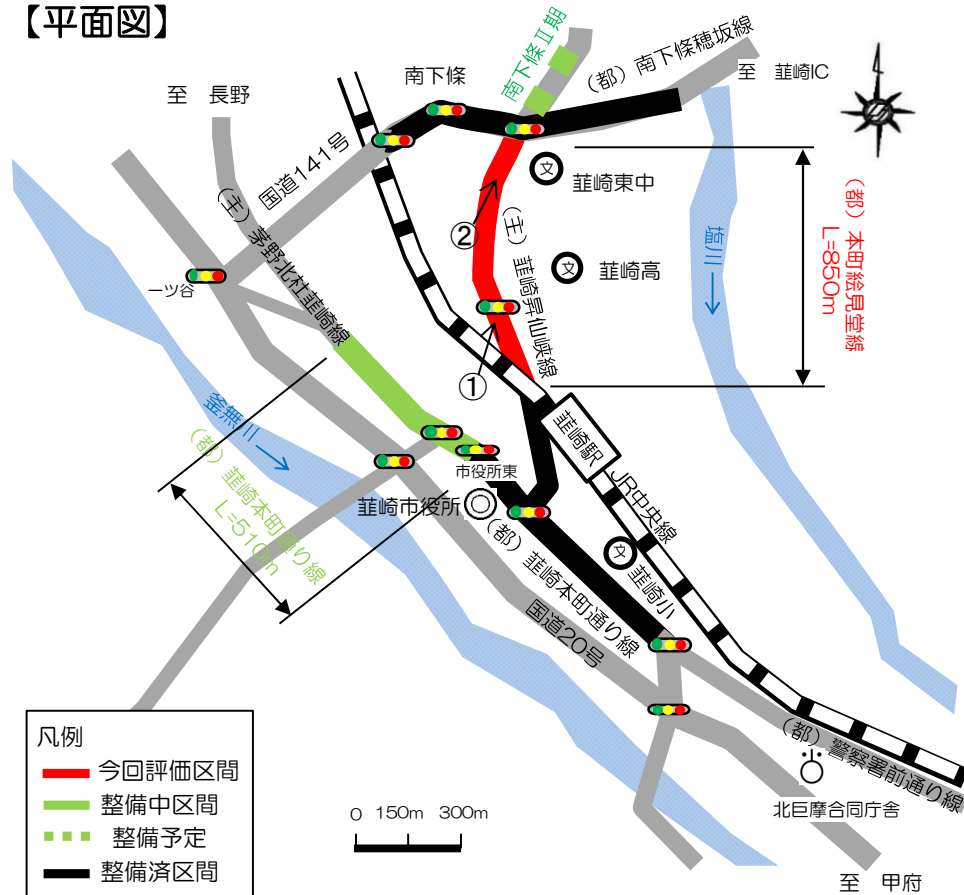
1. 事業説明シート

(区分) **国補** ・ 県単

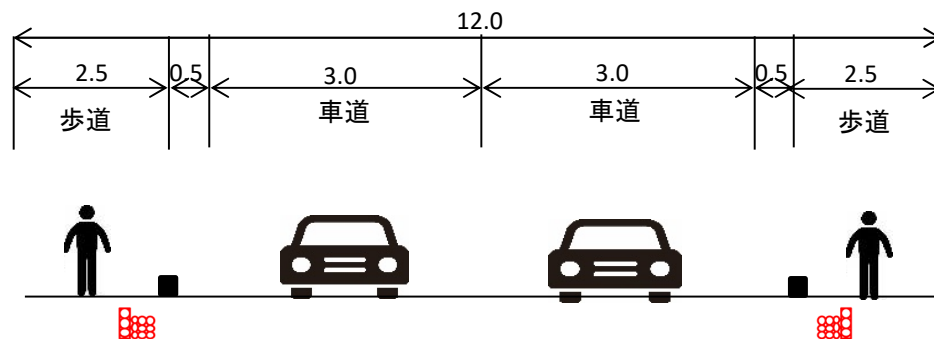
事業名	街路事業[街路事業（国補）]	事業箇所	荏崎市若宮	地区名	（都）本町絵見堂線（若宮工区）	事業主体	山梨県
(1) 事業の概要 ①課題・背景 （都）本町絵見堂線は、荏崎ICと防災拠点である北巨摩合同庁舎を結ぶ重要な幹線道路であり、荏崎市本町を起点とし同市藤井町を終点とする延長約2.5kmの荏崎市の主要な道路である。沿道には荏崎駅や、災害時に避難所や応援受入施設となる荏崎東中学校・荏崎高校があるが、道路沿いに電柱が立ち並んでおり、災害発生時に緊急車両等の通行の支障となる恐れがある。 このため防災対策として無電柱化を行うことにより、荏崎市中心市街地の防災機能の強化を図ることができる。 ②整備目標・効果 ☐ 主要目標 ☐ 都市災害の防止 緊急輸送道路の指定： 指定なし 自動車交通量：6,762（台／12h）＞3,340（台／12h）（平日）※ 他事業との連携：整備済み区間に連続する区間 あり ※評価基準値 ☐ 副次目標 ☐ 歩行者等の安全性の確保 歩行者・自転車交通量 322（人台／12h）＞80（人台／12h）※ 自動車交通量：6,762（台／12h）＞3,340（台／12h）（平日）※ 小中学校からの距離：荏崎東中学校（0.1km）1km以内 ※ 歩道の平均幅員：2.5m＞1.4m未満 ※ ☐ 副次効果 ☐ 被災時の被害波及の防止 ☐ ライフラインの強化				(3) 事業の妥当性評価 ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） 妥当 妥当でない ☐ ☐ 重要な幹線道路であると共に、第一次緊急輸送道路と第二次緊急輸送道路を結ぶ路線であることから、社会的受益は大きく、極めて公共性は高い。 ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） ☐ ☐ 当該路線は県道であるため、道路法第15条、都市計画法第59条第2項の規定により県が施工することは妥当である。 ③経済妥当性 ☐ ☐ 電線共同溝事業であり、費用便益の算出規定が無いため不算出。 ④事業実施・規模の妥当性 ☐ ☐ 第8期無電柱化推進計画に位置づけられた未整備区間を整備するため、現地の状況に即した事業規模である ⑤整備手法の有効性 ☐ ☐ 現場条件に即した整備手法を採用している ⑥環境負荷等への配慮 ☐ ☐ 電線類地中化による環境への負荷はない。 ⑦事業計画の熟度 ☐ ☐ 第8期無電柱化推進計画において、事業箇所として電線管理者と協議が行われており熟度は高い。			
(2) 整備内容 ①整備内容 電線共同溝工 L=850m（両側 L=1700m） ②着手年度 令和7年度 ③完成見込年度 令和16年度 ④総事業費 約900百万円（国費495百万円(5.5/10)県費405百万円(4.5/10)） ⑤年度別の整備内容 （事業費） 令和7年度 測量・詳細設計 20 百万円 令和8～16年度 電線共同溝工事 880 百万円				総合評価 [貢献度ランク：b] (4) 事業位置図等 			
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。							
⑥既整備内容・期間・事業費 国道141号（南下條） L=360m（両側L=720m）R1～R6 300百万円 （都）南下條穂坂線 L=530m（両側L=1060m）H16～H21 1500百万円 （主）荏崎昇仙峡線 L=340m（両側L=680m）H22～R2 410百万円 （都）荏崎本町通り線 L=510m（両側L=1020m）R5～R14 500百万円 （都）荏崎本町通り線 L=470m（両側L=940m）H2～H11 1340百万円							

2. 添付資料シート

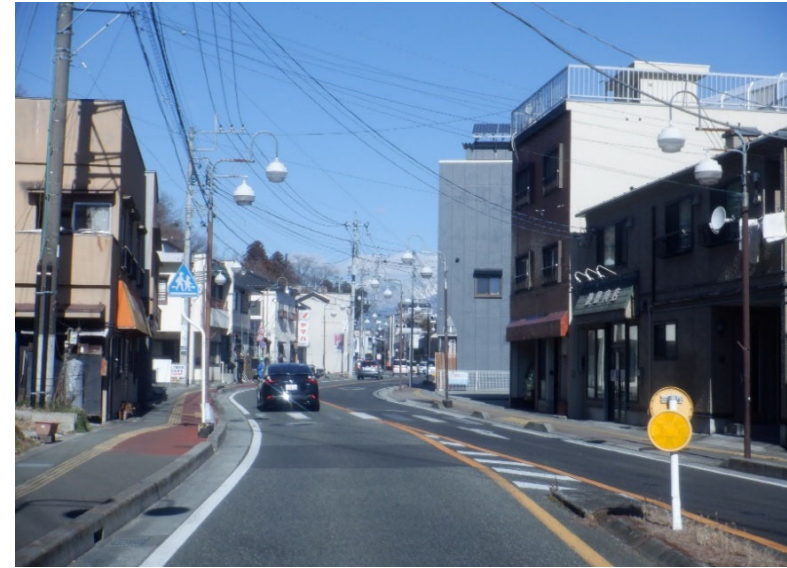
【平面图】



【横断図】



① 現在の状況



② 現在の状況

